

## 学校生活上のルールや注意事項について

### 【1】学校生活で心がけること

- ・学校は皆の居場所です。自分を大切にし、他人を思いやりましょう。
- ・自己管理の力をつけよう。(特に時間・私物・貴重品の管理)
- ・学校は地域の一員であることを理解しましょう。(近隣に迷惑をかけない)

### 【2】学校生活上のルールなど

- ・定時制の登下校は正門を使い、**17時10分から登校すること**。(給食生は17時)
- ・定時制の駐輪場は正門を入れて右側です。白線内に並べて駐輪すること。
- ・自転車通学者は自転車通学届を提出し、車体にステッカーをはること。
- ・盗難防止のため、個人ロッカーにカギをつけ、**貴重品は常に持ち歩くこと**。
- ・学校施設や備品は全て全日制との共用です。大切に扱うこと。
- ・廊下などでの**食べ歩きやカップ麺などこぼれる恐れのある物は持ち込み禁止**です。
- ・**考査前や成績処理期間中の職員室立ち入りは禁止**です。
- ・拾得物は一時保管しますが、持ち主不明の場合は処分します。
- ・**始業から放課後まで許可なく校外へ出ないこと**、また最終下校時刻を守ること。

### 【3】学校生活上の禁止事項

- ① いじめ・暴力・暴言・誹謗中傷(SNS上のものを含む)
- ② 窃盗(金銭・物品・その他)
- ③ 校内外での喫煙や飲酒(所持やSNS上のものを含む)
- ④ 車両通学(バイク・車)及び学校周辺への迷惑駐車
- ⑤ 学校備品などの**器物損壊**(机椅子・ロッカー・窓・扉・防災用品他)
- ⑥ 考査時の不正行為(カンニング、考査中のスマートフォン使用など)
- ⑦ 給食カードや食券の不正行為
- ⑧ 近隣での迷惑行為(たむろ・騒音・喫煙・迷惑駐車・ゴミ放置・その他)
- ⑨ 自転車の無届通学(自転車通学届を提出し、ステッカーをはること)
- ⑩ 授業妨害や授業規律違反に当たる行為
- ⑪ 空き教室や立入禁止区域への立ち入り(1棟内・4階から上・バルコニーの橋より先)
- ⑫ 他学年の教室への立ち入り(特に上級生が下級生の教室に入ること)
- ⑬ 他校生や部外者などの侵入に協力したり、それに関わる行為
- ⑭ 学校生活に必要なのない物品、又は危険な物品の持ち込み(類似する物を含む)

### 【4】特別指導について

**禁止事項①から⑦の行為**があった場合は、**特別指導の対象**となります。

特別指導とは、謹慎などの指導により、通常の授業や学校生活を一定期間送ることができなくなることです。**特別指導中の授業や考査は欠席扱い**となります。

禁止事項⑧から⑭の行為があった場合は学年指導や生活指導部注意となり、これらを**繰り返した場合は特別指導**になることがあります。

⑧で近隣からの苦情が多い場合、学校の判断でコンビニ等を利用禁止とすることがあります。

※20歳以上であっても学校生活に関わる場での喫煙・飲酒・車両通学は指導対象となる

### 【5】給食について

- ・食券の発券機は職員室横と食堂内にあります。**給食カードの紛失に注意**すること。
- ・**予約締め切り日をこまめに確認**し、事前予約を忘れないこと。
- ・給食を始めたい場合、又はやめたい場合は担任に申し出て、書類をもらうこと。
- ・近ごろは給食を食べない生徒が多くなっていますが、しっかりと学校生活を送るためにも、**栄養バランスの良い「給食」をすすめます。**

### 【6】部活動や生徒会活動について

現在11の部活や同好会があります。積極的に加入し、自分の居場所や仲間を作りましょう。活動が可能な範囲で**兼部も認めています**。なお、定期考査の1週間前からは学業優先のため、原則活動無しとなります。また、入部届は上下を切りはなし、**顧問と担任にそれぞれ提出**してください。

生徒会は毎週水曜日の放課後に集まり、定時制祭や生徒会行事などの計画や準備をしています。なお、毎年2月に生徒会役員選挙があります。

### SNS 町定ルール

**SNSに関わるトラブルが無くなりません**、正しい使い方とマナーを心がけましょう。

- ・授業中や集会中はスマホ等を使用しない
- ・相手に誤解を与えない言葉や文章で伝え、他人を傷つけない
- ・自分や他人の個人情報をSNSに載せない
- ・怪しいサイトや会ったことのない人とはアクセスしない